

## 町営住宅入居申込みに関する確認書

---

1. 申し込み時に簡易審査を行った後も、本審査を理由に入居申込書の内容について確認をさせていただきます場合があります。
2. 入居申込書の内容に変更が生じた場合は、必ず連絡をお願いします。
3. 入居申込書の内容が事実に相違したり、収入基準に合わないことが判明した場合には、入居資格を取り消す場合があります。
4. 暴力団員は町営住宅に入居できません。入居申込みの際に警察に照会させていただきます。
5. 入居に至らない場合でも、受付した書類は原則返却いたしません。
6. 入居後は、町営住宅の住所に住民票の異動を行っていただきます。
7. 退去時には必ず、畳の表替え、ふすま及び障子の張り替えを行っていただきます。その他は使用状況により毀損部分を町の指示により修繕をしていただきます。なお、使用状況により修繕費が増減しますが、数十万円の負担が必要となります。
8. 団地内では、犬・猫などの動物の飼育を認めておりません。
9. 入居者には、毎年世帯の収入状況を報告いただき、家賃額の見直しを行います。
10. 家賃を3月以上滞納した場合は、明渡し請求を行います。
11. 団地内及び集落の清掃活動や子ども会など、自治会活動に積極的に参加し、円滑な共同生活を営んでいただきます。
12. 住宅の使用にあたり、入居する住宅や共同施設の清掃を行い、衛生的にも問題が生じないように努めていただきます。
13. 団地内に共益費がある場合、また集落の協議費についても、家賃と同様その負担にに応じていただきます。
14. 耐用年限（木造30年・準耐火45年・耐火70年）経過後用途廃止を行うことにより退去していただくことがあります。
15. 連帯保証人から債務の履行状況の照会があった場合は、情報提供を行います。
16. 滞納が発生した場合は、連帯保証人に通知します。

以上、全ての事項を確認し、入居申込みをします。

年 月 日

入居申込者 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟